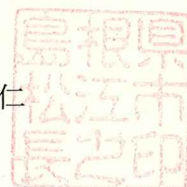


松江市告示第 120 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収及び支出に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 株式会社さんびる

住所又は事務所の所在地 松江市乃白町薬師前 3-3

2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入および代理納付に関する事務に係る歳出

松江テルサ別館貸付料等の徴収および松江テルサ別館電気料金の代理納付事務

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 8 年 4 月 1 日